

事業主のみなさまへ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、住民の日常生活から発生するごみ（家庭系ごみ）は、市町村が処理することになっておりますが、事業活動から発生する事業系ごみは、排出した事業者が適正に自己処理することが義務づけられています。（同法律第3条）

そのため、事業所（商店・飲食店・事務所・工場・病院等）から排出されるごみは、一般家庭のごみと一緒に出すことができません。

なお、事業系ごみのうち、一般廃棄物は市の許可を受けた処理業者に、また産業廃棄物は県の許可を受けた処理業者に処理を委託してください。

◎ 草加市が許可した一般廃棄物処理業者

草加市が許可した事業系ごみの処理業者は、次の表のとおりですが、処理料金や収集方法等については、処理業者との契約で決めてください。

業者名	電話	事業所の所在地
浅古商事(有)	929-0062	草加市瀬崎二丁目4番9号
環境衛生(株)	941-9300	草加市小山一丁目20番41号
(有)遠藤商事	932-6106	草加市八幡町739番地1
エスシーエス(株)	936-1234	草加市青柳二丁目19番10号
江尻商店	931-4565	草加市栄町二丁目1番39号
草加清掃(有)	936-4531	草加市柿木町453番地1
新日本資源(株)	924-7963	草加市瀬崎三丁目43番21号
烏川商事(有)	932-0537	草加市松江六丁目3番1号
(株)三起産業	987-9516	越谷市新川町一丁目192番地
(株)丸三興業	03-3849-6321	足立区中央本町二丁目9番8号

事業系ごみは、事業者の自己責任において適正処理していただきますようお願いいたします。